

申請締切	新小学1年生	新中学1年生
	令和元年12月20日(金)	
支給額	50,600円	57,400円
支給日	令和2年2月末日	
申請方法	「令和元年度就学援助新入学用品費就学前支給申請書兼世帯票」に添付書類を添えて提出 【書類提出先】学校教育課 ※申請用紙は「就学時健診および弾力化申請の案内」の通知に同封します。(10月中旬) 令和2年4月に熊野町立小、中学校もしくは町外の国公立小、中学校に入学予定の児童および就学予定者の保護者のうち、以下の条件に当てはまる人 ・令和2年2月1日時点で熊野町に在住している人 ・期限内に申請書を提出した人 ・就学援助(準要保護)の認定を受けた人(認定のための審査あり) ※次の人には対象なりません。ご注意ください。 ・私立小、中学校に入学する児童および就学予定者の保護者 ・生活保護の入学準備金を受給される人 ・熊野町以外で新入学用品費の支給を受けた人 ・令和2年2月2日以降に熊野町から転出されても、新入学用品費の返還は求めませんが、転出先自治体には、熊野町で新入学用品費の入学前支給を行った旨の通知を行います。 ・今回の新入学用品費の支給を受けた人については、「令和2年度就学援助制度」に認定された場合でも新入学用品費の支給は受けられません。	「令和元年度就学援助費申請書兼世帯票」に添付書類を添えて提出 【書類提出先】在籍する小学校 ※既に認定されている人は、提出する必要はありません。 ※申請用紙は学校に配置しています。 令和2年4月に熊野町立小、中学校もしくは町外の国公立小、中学校に入学予定の児童および就学予定者の保護者のうち、以下の条件に当てはまる人 ・令和2年2月1日時点で熊野町に在住している人 ・期限内に申請書を提出した人 ・就学援助(準要保護)の認定を受けた人(認定のための審査あり) ※次の人には対象なりません。ご注意ください。 ・私立小、中学校に入学する児童および就学予定者の保護者 ・生活保護の入学準備金を受給される人 ・熊野町以外で新入学用品費の支給を受けた人 ・令和2年2月2日以降に熊野町から転出されても、新入学用品費の返還は求めませんが、転出先自治体には、熊野町で新入学用品費の入学前支給を行った旨の通知を行います。 ・今回の新入学用品費の支給を受けた人については、「令和2年度就学援助制度」に認定された場合でも新入学用品費の支給は受けられません。

新一年生の通学区域制度について
来年度、新小学一年生になられる人には、就学時健康診断の案内とともに、10月上旬に通学区域についての説明書と申請書をお届けします。また、新中学一年生にも同じ時期に、お届けします。
なお、申請書は、熊野町のホームページからもダウンロードできます。
△申込期限
11月15日(金)(必着)
※期限を過ぎた申請は受理できませんのでご注意ください。
※本来の通学区域の学校を希望される場合は、今回の

本来の通学区域の学校	選択できる学校
第一小学校	第二小学校、第三小学校、第四小学校
第二小学校	第一小学校
第三小学校	第一小学校、第四小学校
第四小学校	第一小学校、第三小学校
熊野中学校	熊野東中学校
熊野東中学校	熊野中学校

手手続きの必要はありません。就学時健康診断についての申込期限は、11月号の広報でお知らせします。

歯並び矯正は専門医のいる当院へ!
広告

歯並び相談は当院へ
無料相談受付中
糖尿病予防はお口から!
歯のクリーニングをどうぞ!
山野歯科医院 ☎ 854-1139
山野矯正歯科 ☎ 888-8741 (矢野駅前)

熊野町共通封筒廣告募集!
募集期間: 10月25日(金)まで

募集規格	長形3号
広告枠数/枚	1枠(分割不可)
広告の規格	縦8cm×横10cm
作成枚数	30,000枚
広告料(1枠)	50,000円
掲載位置	裏面下段
刷り色	単色(色指定不可)

※詳しくは、総務課 ☎ 820-5601



～各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください。～

名称	月 日	時 間	相談員	内容など	相談場所/問合せ先
人権ホットライン	15日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事など電話で相談に応じます。	☎電話相談のみ 間・民生課 ☎820-5635
無料行政相談所	29日(火)	10:00~15:00	行政相談委員	行政に関して皆さんが日ごろから感じる要望や意見、苦情などを気軽に相談できます。	☎くまの・みらい交流館 間・総務課 ☎820-5601
無料法律相談	11月14日(木)	13:15~17:00	弁護士	暮らしの中で生じた法律上の問題(相談に関する書類がある場合はお持ちください。1人45分以内) ※要予約	☎熊野町役場 間・民生課 ☎820-5635 受付期間: 10/21~ ※土日祝日を除く(8:30~17:00)
生活困窮者相談窓口	月~金 (祝日を除く)	8:30~17:15	福祉事務所職員	自立をサポートする相談に応じます。 ※経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難な人(生活保護受給者は除く。)	☎熊野町役場 間・民生課(福祉事務所) ☎820-5614

広島県行政書士会	2480	午前10時～午後6時	10月18日(金)	政書士制度広報月間である10月に無料相談会を開催します。他支部での開催についても広島県行政書士会のホームページをご覧ください。
広島市中区基町地下街	249	所紙屋町シャレオ中央広場	10月19日(土)	内相続・遺言に関することなど、土地利用に関することなど

広島県行政書士会	249	午前9時～午後5時	10月22日(火)	役場庁舎1階エントラン
広島市中区基町地下街	249	所紙屋町シャレオ中央広場	10月23日(水)	スホール

広島県最低賃金	871円	詳細については、広島労働局労働基準監督署	広島県最低賃金は871円です。
時間額	871円	令和元年10月1日から、	詳細については、広島労働局労働基準監督署

農業で新たなスタート ～令和2年度就農研修生募集～

天皇陛下の即位礼正殿の儀が行われる10月22日(火)に役場庁舎において、町民の皆さまの祝意をお受けするため、記帳所を設置します。筆記用具は備え付けてあります。また、お祝いの品などの預かりはできませんので、ご了承ください。

研修名	対象者	研修内容	研修期間	定員
①スローライフ 新規就農者	農地を持たず、熊野町に居住または居住見込みで、研修終了後、就農する人。	栽培の基礎実習(播種・育苗方法、農機具の使用方法、土壤管理方法、出荷方法など)、学科、農産加工、先進農家で視察など	(月)(水)(金) 原則9:00~15:00 (7、8月は6:30~12:00)	各15人
②ふるさと帰農者	熊野町に農地を持ち、居住および就農見込みの人。	③は、女性限定。	令和2年4月 から1年間 (火)(木) 原則9:00~15:00 (7、8月は6:30~12:00)	
③チャレンジ 女性農業者			(火)(木) 9:00~12:00	

￥無料 ※小農具などで一部自己負担あり。

▷研修場所: 広島市農業振興センターほ場(広島市安佐北区深川八丁目30番12号)など

申込書(役場、公民館窓口にて配布)を、11月30日(土)(※当日消印有効)までに、公益財団法人広島市農林水産振興センター(〒739-1751 安佐北区深川八丁目30番12号)へ提出

※研修生は選考審査などで決定されます。

ご不明なことがありましたら、下記の機関までお問い合わせください。

間・都市整備課(☎820-5608)、(公財)広島市農林水産振興センター(☎842-4421)

即位の礼に係る記帳所を設置します